

広島市告示第320号
令和7年6月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項により同法第14条第1項に規定する図書を縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路
9・7・601号広島短距離交通瀬野線

2 都市計画を変更する土地の区域

広島市安芸区瀬野一丁目、瀬野二丁目、瀬野西一丁目、瀬野西三丁目、瀬野西四丁目

3 図書の縦覧場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市計画課